Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和 7年2月18日中部地方整備局 木曽川下流河川事務所

木曽三川下流部での不法係留船の 解消に向けた新たな計画の最終案を協議します

~木曽三川下流部船舶対策協議会(第28回)~

木曽三川下流部では、未だ多数の不法係留船が確認されています。これらの不法係留船の撤去・解消を目指して関係者が参集し、不法係留船対策に係る計画策定に向けた協議を行います。

「木曽三川下流部船舶対策協議会」は、木曽三川下流部の不法係留船に対する計画的な対策を促進することを目的として、平成20年に設立した協議会です(構成機関は別紙参照)。

現在、平成30年に策定した「木曽三川下流部における不法係留船対策に係る計画(第2次)」に基づき対策を進めているところですが、引き続きの対策が必要であり、第2次計画の課題や評価を踏まえて、令和7年4月からの活動計画となる第3次計画について最終案の協議を行うため、下記のとおり第28回協議会を開催します。

- 1. 日 時:令和7年2月25日(火)14:00~15:30
- 2. 場 所:中部地方整備局木曽川下流河川事務所 1 F 会議室 (三重県桑名市大字福島 4 6 5)
- 3. 参加者: 有識者及び協議会構成機関代表者
- 4. 議事:木曽三川下流部における不法係留船対策に係る第3次計画 案について、不法係留船対策の取り組み状況について
- 5.取材:取材を希望の報道関係者の方は、2月21日16時までに下記問合せ先へご連絡ください。 写真等の撮影は冒頭挨拶までとさせていただきます。
- 6. 配 布 先:桑名市政記者クラブ、大垣市政経済記者クラブ、 中部地方整備局記者クラブ

(お問合せ先)

国土交通省 中部地方整備局 木曽川下流河川事務所副所長 森下 哲也 占用調整管理官 西堀 正

T E L : 0 5 9 4 - 2 4 - 5 7 1 8 F A X : 0 5 9 4 - 2 4 - 5 7 2 5

別紙 協議会構成機関 愛知県、岐阜県、三重県、愛西市、弥富市、桑名市、海津市 木曽岬町、海上保安庁名古屋海上保安部、海上保安庁四日市海上保安部、 蟹江警察署、津島警察署、桑名警察署、海津警察署、 中部運輸局三重運輸支局